



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	谷口信和・李侖美著, 『JA(農協)出資農業生産法人-担い手問題への新たな挑戦-』, 農山漁村文化協会, 2006年, 368頁
Author(s)	井上, 誠司
Citation	北海道農業経済研究, 14(1), 71-74
Issue Date	2007-09-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63659
Type	journal article
File Information	KJ00006717955.pdf



谷口 信和・李 侖美 著

『JA（農協）出資農業生産法人－担い手問題への新たな挑戦－』

（農山漁村文化協会，2006年，368頁）

社団法人 北海道地域農業研究所 井 上 誠 司

I 本書の課題

1993年8月、農地法改正に伴い、農協出資農業生産法人（以下、JA出資法人と記す）が誕生した。当初、農林水産省だけでなく農協系統も、この法人の設立推進に必ずしも積極的ではなかったようであるが、担い手不足地域における「最後の担い手」として注目を浴びるようになると、その様相は変わってきた。2000年を境にJA出資法人の数は急増し、今やその設立範囲は全国に及んでいる。このJA出資法人の特徴を明らかにするとともに、その類型化、ならびに存立構造と意義を検討することが本書の課題である。JA出資法人の総合的な分析を行った研究成果は本書以外にほとんどなく、その意味でも本書はタイムリーかつ有意義なものであると言える。

II 本書の構成と内容

本書は4部、10章からなる。第I部第1章「農政改革とJA出資農業生産法人」では、90年代以降の農業構造の変貌に伴い農政の転換が余儀なくされ、新たに策定された農政の具体化の一環としてJA出資法人の登場が要請されたことを明らかにしている。次いでJA出資法人に関する研究史を整理し、これまでの研究は個別法人の特徴の言

及が多く、全国的な展開を把握せずに類型化が行われた傾向が強いといった問題点を指摘している。

第2章「土地利用型農業の構造問題とJA出資農業生産法人」は、第1章でもふれていたJA出資法人が登場した背景の整理である。ここでは、まず土地利用型農業の担い手をめぐる最近の状況を分析し、今日の農業問題の特質が①農地流動化における作業受委託から賃貸借へのシフト、②耕作放棄地の激増、③非農家による農地貸付の進展の3点にあることを指摘する。そして、これらに対応するためにJA出資法人の登場が要請されたことを明らかにしている。続いて、JA出資法人、特定農業法人、特定農業団体、集落営農、市町村農業公社などといった多様な担い手の取り組みにおける地域差を検討するが、その差異を見いだすことはできず、それゆえにこれらの担い手は、いずれも地域農業に対する危機意識に導かれて意識的に設立されたものであると主張している。

第3章「JA出資農業生産法人への政策的対応」では、農水省およびJA系統によるJA出資法人への対応についてふれている。著者は農水省がJA出資法人の積極的な育成を始めたのは2000年と遅く、その背景には新基本計画と一体的に策定された「農業構造の展望」の実現が困難となり、同省がJA出資法人を担い手として位置づけざるを

得なくなった事情があったと指摘している。一方、全中がその本格的な育成に乗り出したのも第22回JA全国大会が開催された2000年で、その背後には財界が主張する株式会社の農業参入に対抗し、効果的な耕作放棄地対策を構築する必要に迫られた事情があったとしている。しかし、その遙か以前から一部の単協または県中央会がJA出資法人の育成に関わっており、系統段階別にみると①単協→②県中央会（一部）→③全中→④県中央会（大部分）という育成の順序があることを明示している（数字は育成に携わった順番を示す）。その意味でJA出資法人は、行政主導で上から組織された経営体ではなく、民間主導で下から組織された経営体であるのだという。ただし、全農が出資する法人はこれとは全く別物であり、全農の事業規模の拡大や組合員のJA離れを食い止めるために設立されたものであると説明している。

第Ⅱ部第4章「JA出資農業生産法人の存立構造と経営実績」では、全国のJA出資法人を対象に実施したアンケート調査ならびに幾つかの個別実態調査の分析結果が報告される。そして、JA出資法人を①個別農業経営的法人（農業経営中心）、②農作業受託会社的法人（農作業受託中心）、③JA現業部門会社的法人（水稻育苗や米乾燥・調製など農業前後工程中心）、④集落経営体的法人、⑤総合農企業的法人（多様な事業を兼営）の5類型に区分し（以下、「的法人」を略す）、類型別の動向整理を行っている。著者は第1章で、JA出資法人の展開は①1992年以前の非認知段階（第1段階）、②2000年までの認知段階（第2段階）、③2001年以降の羽化段階（第3段階）の3期に区分できると説明しているが、この区分によると、第二段階までは個別経営を中心に一部で農作業受託会社が展開していた時期、第三段階以降は集落経営体やJA現業部門会社などの新たな類型が登場し、多くの法人が総合農企業への傾斜を強める形で経営基盤の強化を図りはじめ

ている時期に相当するという。

続いて、類型別にみたJA出資法人の存立構造およびその経済的到達点を明らかにしている。その概要は以下のとおりである。出資金規模は「300～500万円」が多いものの「300万円未満」から「5,000万円以上」までばらついており、類型別にみると総合農企業＞個別農業経営＞JA現業部門会社＞農作業受託会社＞集落経営体の順に大きくなる。JA出資割合はJA現業部門会社、農作業受託会社、個別農業経営が高く、これらのその割合は「90～100%」に集中するが、総合農企業と集落経営体のその割合は50%以下が多数を占める。ただし、公的・協同組合的性格が強い総合農企業は、JAと自治体の出資の合計の割合が他の形態よりも高い。面積規模は「10～30ha」が多数を占め、類型別にみると個別農業経営＞総合農企業＞集落経営体＞JA現業部門会社＞農作業受託会社の順に大きくなる。また、売上高は「1,000～3,000万円」が多数を占め、類型別にみると総合農企業＞個別農業経営＞農作業受託会社＞JA現業部門会社＞集落経営体の順に多くなる。

第Ⅲ部は個別事例分析である。前章で分類した各類型を代表する基準事例を1法人取り上げ、その経営的特徴を明らかにするとともに、基準事例を補足する事例を2法人程度紹介し立論の強化に努めている。具体的には、第5章「個別農業経営的法人」では基準事例に(有)ひめのうグリーン（兵庫県）、補足事例に(有)グリーンパワー長浜（滋賀県）、(有)サポートいび（岐阜県）、第6章「農作業受託会社的法人」では基準事例に(有)コントラクター旭川（北海道）、補足事例に(有)ドリームファクトリー（山形県）、(有)援農ぎふ（岐阜県）、第7章「JA現業部門会社的法人」では基準事例に(有)アグリセンター都城（宮崎県）、補足事例に(株)JAアグリパワー土浦（茨城県）、(有)ファーマーズつくば（茨城県）、第8章「集落経営体的法人」で

は基準事例に(農)夢ファームたろぼう(宮崎県)、補足事例に(農)かたまえ(宮崎県)、(有)細野ファーム(宮崎県)、第9章「総合農企業的法人」では基準事例に(有)グリーンファーム(福島県)、補足事例に(有)アグリランド松本(長野県)、(有)農業生産法人かぬま(栃木県)、(農)西根転作機械利用組合(山形県)、5類型に当てはまらない認定農業者をはじめとした多数の担い手を包含する法人として(有)けさらんファーム(山形県)などが取り上げられている。

第IV部第10章「JA出資農業生産法人の意義と課題」では、本書の総括を行った上でJA出資法人の意義を読者に再確認させている。そして最後に、残された課題について言及している。

Ⅲ 本書に対するコメント

三点ほどコメントしたい。まず第一に、多様な担い手の取り組みに地域差を見いだすことができないとの主張に対してである。著者は第2章でセンサスなどを活用してこの点を見事に解明しているが、第5章以降で紹介される各事例の実態をみると、JA出資法人に関して言えば、少なからず地域差が確認できるように思われる。たとえば、茨城、長野、岐阜、兵庫などといった耕作放棄地率の高い地域または都市近郊に位置する法人は、主に農地管理といった公的な役割を担う傾向が強いように見受けられる。これに対し、山形、宮崎に代表される農地流動化率が高く耕作放棄地率が低い地域に位置する法人は、中核的な担い手の一つとして展開しているようである。滋賀や新潟の事例もこれと同じで、おそらくこれら2県に属するJA出資法人は、公的な性格を有するがゆえに農地保全に関与する市町村農業公社や集落営農と役割を分担しているのであろう。つまり、JA出資法人の設置状況には地域差があり、それは農地保全が求められる担い手の定着が希薄な地域と、

農地の受け手となりうる担い手がそれなりに存在する地域に設置される傾向が強いと考えられるのである。

第二に、JA出資法人の性格を民間主導で下から組織された経営体であるとしている点についてである。確かにJA出資法人は、系統段階別にみると、そもそも単協によって育成されたという経緯を持っている。しかし、その育成の仕掛け人はJA職員または自治体職員というケースがほとんどであり、JA(単協)を構成する組合員の主導で設立されたケースはわずかに過ぎないのが現実なのではないだろうか。したがってJA出資法人は、下から組織されたと言うよりも、地域の関係者の主導で組織されたと言った方が適切のような気がする。なお、ここで言う地域が、農協管内あるいは市町村といったJA組合員の生活に密着した身近なものを指しているのは言うまでもない。

第三に、市町村農業公社の位置づけに対するコメントである。著者が整理しているように、概して担い手問題への「公共的な対応」は、前述した第二段階までは市町村農業公社、それ以後はJA出資法人を中心に進められている。その背景には、市町村農業公社が制度上の制約から管理耕作はできても本来の農地の賃貸借はできない、経済団体ではないため機動性を有していない、自治体財政の逼迫の影響を受けているなどといった事情があった。つまり、これらのことから、著者は第二段階以降、JA出資法人が市町村農業公社の代替機能を有するようになったと指摘するのである。しかし、市町村農業公社は公益法人であり、その公共性はJA出資法人の比ではない。ゆえに、特定法人に農地貸付を行うことができるなどといったJA出資法人にはない機能を有しているのである。であるならば、市町村農業公社の代替としてのJA出資法人の位置づけを強調するよりも、JA出資法人と市町村農業公社の連携を検討すべきだったのではないか。なぜなら、危機的状況に

ある地域農業に対応するには、個別農家を含む多様な担い手の連携こそが重要な課題になると思われるからである^{注1)}。著者は多様な事業を兼営する総合企業的法人、さらには多数の担い手を包含する(旬)けさらんファームを JA 出資法人の発展形態として位置づけているので、担い手の連携の重要性を認識していないわけがない。だからこそ、JA 出資法人と市町村農業公社の連携の重要性についても言及して欲しかったと感じるのである。

以上、思いつくままにコメントさせていただいたが、著者が指摘するように、JA 出資法人は形成途上の段階にあるので、その成果を評価するほどの実績があがっているわけではない。よって、これらのコメントもナンセンスなものかもしれない。いずれにせよ、冒頭にも記したように、本書は今後の担い手問題を打開する救世主として期待されている JA 出資法人の意義をいち早く明らかにし、それを体系的にまとめた好著であることに間違いはない。この点を最後に強調しておきたい。

注1) この点の重要性は仁平 [1] も指摘している。

引用文献

- [1] 仁平恒夫『中山間地域における担い手型農業公社の現状と展開方向－北陸地域を中心として－』、農林統計協会、2005 年。